労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間772円」を「１時間790円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間758円」を「１時間774円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間740円」を「１時間756円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間752円」を「１時間767円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間781円」を「１時間800円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間827円」を「１時間847円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月15日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間800円」を「１時間815円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間836円」を「１時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 11 日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間867円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月15日から効力を生ずる。

公　告

認　事　関

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年11月１日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 11 月 11 日

富山地方法務局長　近藤　康文

記

氏名　小林　次木

所属する司法書士会　富山県司法書士会

登録番号　富山第84号

事務所の所在地　富山県富山市八尾町福島159番地５

違反行為　職責及び会則遵守義務等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年11月１日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 11 月 11 日

福岡法務局長　多田　　衛

記

氏名　黒岩　俊輝

所属する司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第197号

事務所の所在地　福岡県久留米市通町１番地の７

違反行為　本人確認義務違反及び登記申請意思確認義務違反

公証人法第13条ノ２に規定する公証人の選考に関する公告

平成 28 年 11 月 11 日　　検察官・公証人特別任用等審査会

1　公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間

平成28年11月22日（火曜日）午前８時30分から同年12月13日（火曜日）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における選考申込願書受付期間

平成28年11月30日（水曜日）から同年12月13日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
静岡地方法務局	下田支局管内　下田市	１人	平成29年６月１日
神戸地方法務局	加古川支局管内　加古川市	１人	平成29年７月１日
奈良地方法務局	葛城支局管内　大和高田市	１人	平成29年７月１日